

公募型指名競争入札方式の技術審査基準

評価項目	選定における着目点
不誠実な行為の有無	贈賄及び不正行為等に基づく指名停止の有無。その他警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等
経営状況	取引停止の事実や不渡り情報等
安全管理の状況	事故等に基づく指名停止の有無。その他労働基準監督署の指導を受け改善を行っていない等
労働福祉の状況	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善がない等
工事成績	工事成績の平均が過去2年(暦年)連続して65点未満である場合

* 別途公表している「工事請負契約に係る指名基準の運用基準」の指名しない要件(上記の ~)のうち、1項目でも該当する場合は非指名とし、以降の評価はしない。

評価項目	選定における着目点	評価		
		a	b	c
施工実績	過去10年間(年度)の同種又は類似工事の施工実績 ただし、平成8年4月1日以降に竣工した独立行政法人水資源機構(水資源開発公団を含む。)が発注した工事に係る工事成績が65点未満のものを除く。	有り	-	無し
	過去10年間(年度)の近隣地域内工事の施工実績若しくは同種又は類似の施工条件での実績(必要に応じて)	有り	無し	-
配置技術者	配置予定技術者の同種又は類似工事の経験 ただし、平成8年4月1日以降に竣工した独立行政法人水資源機構(水資源開発公団を含む。)が発注した工事に係る工事成績が65点未満のものを除く。 (1)現場代理人、又は主任(監理)技術者としての経験 (2)上記以外での実績	(1)の場合	(2)の場合	無し
	配置予定技術者の資格	有り	-	無し
	前2年間(年度)の優良工事技術者表彰の有無	有り	無し	-
手持工事の状況	機構内手持ち工事状況 ・ $G = \text{前2年間(年度)の機構内平均出来高額}$ ・ $G = \text{機構内当該年度出来高予定額}$ <基準額 K> 土木一式: B等級 7.2億円、A等級 22.2億円 建築一式: B等級 4億円、A等級 22.2億円 土木一式及び建築一式以外: 一律22.2億円	<2かつ $G < K$ の場合: a a,b以外の場合: 0.5a	$\frac{2}{K}$ かつG	-
	当該事業所手持ち工事件数 当該年度の当該事業所手持ち工事件数により評価	0件: a 1件: 0.5a	2件以上	-
安全管理の状況	前2年間(年度)安全管理優良請負者表彰の有無 (中央:+3、支社局:+2、事業所:+1、加点の合計による評価)	+3点: a +2点: 0.7a +1点: 0.3a	無し	-
	指名停止等措置容量に基づく事故等による注意 ・指名停止: 指名停止期間後、 指名停止の2倍の期間(1ヶ月間以上)、 ・文書注意及び口頭注意: 1ヶ月間	指名停止: -a 文書注意: -a 口頭注意: -a/2	無し	-

[標準様式例2]

不誠実な行為等の状況		指名停止: -a 文書注意: -a 口頭注意: -a/2	無し	-
工事成績	前4年間(暦年)の平均工事成績	80点以上: a 75点以上 80点未満: a/2	75点未満	-
	前年(暦年)65点未満の工事成績の有無	1件: -a 2件以上: -2a	無し	-
優良工事表彰の実績	前2年間(年度)の実績の有無	理事長表彰: 2a 支社局表彰: 1.5a 事業所表彰: a	無し	-
VE提案等実績	前2年間(年度)のVE提案等の採用等実績の有無 以下の3項目に複数該当する実績を有する場合、その合計評価は2aを上限とする。			
入札時VE	前2年間(年度)に竣工した入札時VE対象工事において、VE提案の採用等実績の有無	有り	無し	-
契約後VE	前2年間(年度)に竣工した契約後VE対象工事において、VE提案の採用等実績の有無 (1)コスト縮減効果が入札価格に対して3%以上の提案実績 (2)コスト縮減効果が入札価格に対して3%未満の提案実績 (3)VE提案は行ったが採用には至らなかった	有り (1)の場合: 2a (2)の場合: a (3)の場合: a/2	無し	-
技術提案付価格合意方式	前2年間(年度)に竣工した技術提案付価格合意方式の工事において、技術提案の採用等実績の有無 (1)コスト縮減効果が入札価格に対して3%以上の提案実績 (2)コスト縮減効果が入札価格に対して3%未満の提案実績 (3)技術提案は行ったが採用には至らなかった	有り (1)の場合: 2a (2)の場合: a (3)の場合: a/2	無し	-
技術提案付価格合意方式	前2年間(年度)に竣工した工事で協議を経て契約締結した実績の有無。	有り	無し	-
総合評価	・上記評価項目での「a」の総数、工事成績、総合点数の順に順位付けを行い、上位から概ね15者を指名する。 ・上記「c評価」が1項目でも該当した者は、非指名とする。			

- * 評価項目は、公募の揭示文に示した項目を対象とする。
- * は、提出された技術資料に基づき判定する。
- * 揭示文において、上表の評価項目以外に評価項目を付加した場合は、揭示文に示す評価内容に基づき審査を行う。
- * 安全管理表彰業者及び 優良工事表彰業者に対する評価については、指名停止等の措置を講じた日以降は、その時点の表彰実績を取り消すものとする。(ただし、安全管理表彰業者については事故等による措置のみを対象とする)
- * 審査基準日は、揭示文又は技術資料作成要領に記載した日とする。
ただし、配置技術者の専任制の判定は、原則として入札予定日とする。